

## D. 軽微な変更事例

## 軽微な変更の事例

法改正（平成 27 年 6 月 1 日施行）後、構造計算適合性判定が建築確認処分と独立した行政処分となったことから、計画の変更内容が建築基準法施行規則第 3 条の 2 に規定する「計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更」に該当しない場合は、計画変更に係る確認申請を要するだけでなく、構造計算適合性判定においても計画変更手続きが必要となる。

ここでは、軽微な変更と計画変更の判断事例を表-1（文献 1）に示すので、参考にされたい。なお、この表の適用事例はあくまで例示であり、個別の変更内容を判断する場合は、単にこの表の記述だけで判断することなく、文献 1）「2.3 計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更」の解説に基づき慎重に検討することが重要である。

表-1 記載内容の注意事項

「軽微な変更」：「変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」が前提条件であり、逐一の記載は省略している。構造関係規定については、全体架構モデルの再計算を行わずに適合することが確認できることが必要である。

「計画変更確認申請」：各号の規定に該当しないもの、全体架構モデルの再計算が必要となるケースなどを例示している。

「第 1 項各号」：変更内容毎に、軽微な変更に該当する場合、規則第 3 条の 2 第 1 項各号のいずれに該当するかを記載している。

表-1 軽微な変更と計画変更確認申請の判断事例

変更内容		軽微な変更	計画変更確認申請	第 1 項各号
くい基礎	くい先端位置の変更 (抗長の変更、既製ぐい杭頭レベルの変更)	①支持力が減少しない場合(引き抜きを含む) ②既製ぐいの杭頭レベルの変更	① 1 次設計の浮き上がりが生ずる場合、2 次設計のメカニズムに影響する場合等、全体架構の再計算が必要な場合	八号
	くいの偏心	①くい位置の変更(これに伴い基礎ばりやフーチングの耐力等を増加する変更を含む)	①基礎ばり・フーチング以外の部材の応力が増加する変更が伴う場合	八号
	地盤の変形係数の変更	①くいの強度、耐力が減少しない場合	①くいの強度、耐力が減少する場合 ② 1 次設計の浮き上がりが生ずる場合、2 次設計のメカニズムに影響する場合等、全体架構の再計算が必要な場合	九号
	くい工法・くい材料の変更	①場所打ちくいの工法の変更でくいの強度、耐力が減少せず、かつ支持力が減少しない場合(引き抜きを含む)(アース→リバース、アース→BH 等) ②同一材料のくいの材種の変更で強度、耐力が減少しない場合 既製 PHC ぐいで SC、A、B、C 種など、強度、耐力が減少しない場合) ③基礎ぐいの工法の変更でくいの強度、耐力が減少せず、かつ支持力が減少しないか、同種の認定ぐいのメーカーの変更の場合	①異種材料のくい種の変更(鋼管ぐい→PHC ぐい、揚所打ちぐい→PHC ぐい等) ②くいの強度、耐力が減少する場合 ③ 1 次設計の浮き上がりが生ずる場合、2 次設計のメカニズムに影響する場合等、全体架構の再計算が必要な場合	九号

	くい径の変更	①くい体の強度、耐力が減少せず、かつ支持力が減少しない場合、	①くい体の強度、耐力が減少する場合 ②1次設計の浮き上がりが生ずる場合、2次設計のメカニズムに影響する場合等、全体架構の再計算が必要な場合	九号
	くい基礎⇔地盤改良	— ※該当する号がないため	全て	—
直接基礎	支持層の深さの変更	①ラップル（ラブル）コンクリートによる場合 ②平13国交告第1113号第3、第4の地盤改良を新たに設ける場合で地盤の強度又は耐力が減少しない場合	①地盤の強度又は耐力が減少する場合	九号
	設計地耐力の変更	①平板載荷試験結果等による地盤の強度又は耐力が地盤に生ずる応力以上であることが確認できる場合	①基礎ばり、耐圧版等の強度又は耐力が減少する場合 ②全体架構の再計算が必要な場合	九号
	地盤改良工法の変更	①平13国交告第1113号第3、第4の地盤改良の工法等を変更する場合で地盤の強度又は耐力が減少しない場合（改良体の配置若しくは長さの変更等）。 ※地質調査の結果、地盤の強度又は耐力が減少しない（当初の設計地耐力が確保されている）場合に、地盤改良を取り止める場合も同様に扱う。	①地盤の強度又は耐力が減少する場合	九号
	基礎形状の変更	①基礎ばり、耐圧版等の強度、耐力が減少しない場合（支持層位置の変更に伴い基礎ばりのせいを大きくする場合や、布基礎からベタ基礎への変更等）	①基礎ばり、耐圧版等の強度、耐力が減少する場合 ②全体架構の再計算が必要な場合	九号
小ばり	小ばり位置の変更	①小ばりの位置の変更に伴い、小ばり及び当該小ばりに接する大ばり等以外の部材（柱等）に応力の変更がない場合（当該、小ばり、大ばりの耐力等を増加する変更を含む。また、小ばりの追加又は取り止めも位置の変更と扱う。）	①小ばりの位置の変更に伴い、柱等の応力が増加する場合 ②全体架構の再計算が必要な場合	八号
	小ばり断面の変更	①小ばりの強度、耐力が減少しない変更	①小ばりの強度、耐力が減少する場合 ②全体架構の再計算が必要な場合	九号
床版、屋根版	庇、屋根版、片持ちスラブの形状の変更	①出寸法が小さくなる場合 ②出寸法が大きくなる場合で、当該スラブ等とそれに接する大ばり等以外に応力の変更がない場合	①荷重が増加する場合などで全体架構の再計算を要する場合	八号
	スラブ段差、スラブレベルの変更	①スラブ段差、レベルの変更で、スラブが接する大ばり等以外に応力度の変更がない場合	①荷重の増加やはりの剛性、大ばりのレベル変更を伴う場合など全体架構の再計算を要する場合	八号
	スラブ開口の変更	①開口寸法、開口位置の変更 ②開口の新規追加 ③開口の取り止め	①荷重の増加やはりの剛性、保有水平耐力時等にスラブ筋によるはりの終局耐力等の影響がある場合、剛床仮定が変わる場合など全体架構の再計算を要する場合	十四号
	スラブ断面（厚さ、配筋）の変更	①スラブの強度、耐力が減少しない変更	①スラブの強度、耐力が減少する変更 ②荷重の増加やはりの剛性、保有水平耐力時等にスラブ筋によるはりの終局耐力等の影響がある場合など全体架構の再計算を要する場合	九号
	スラブ工法の変更	①RC造在来工法⇔ハーフPCa工法 ②RC造在来工法からRC造Fデッキ工法への変更 ③S造デッキスラブ等の同等仕様のメーカー等の変更 ※荷重の変更がないか、あらかじめ荷重を見	①スラブの強度、耐力が減少する変更 ②RC造在来工法からフルプレキャスト工法、アンボンド、ボイドスラブ、合成ばり床構造等への変更 ③荷重の増加やはりの剛性、保有水平耐力時等にスラブ筋によるはりの終局耐力等の影響	九号

		込んでいる場合	がある場合、スラブの荷重伝達方向が変わる場合など全体架構の再計算を要する場合	
鉄骨造関係	鉄骨材料の種類や断面性能の変更	①部材の強度、耐力が減少しない場合	①部材の強度、耐力が減少する場合 ②荷重の増加やはりの剛性、柱はり耐力比、幅厚比、横補剛等に影響のある場合などで全体架構の再計算を要する場合	九号
	S造のはり・柱の継手位置、工法、接合部の変更	①継手の位置の変更(接合部の強度、耐力が減少しない場合) ②現場溶接⇔工場溶接、高力ボルト接合⇔溶接接合(接合部の強度、耐力が減少しない場合) ③ダイヤラム形式の変更(構造計算の変更が伴わない場合)	①接合部の強度、耐力が減少する場合 ②保有耐力接合を満足しなくなる場合、接合方法が変わる場合(ピン接合⇔剛接合)など全体架構の再計算を要する場合	九号
	S造柱脚の構造の変更	①露出柱脚における、在来の工法⇔既製品の変更、既製品のメーカーの変更などで、強度、耐力が減少せず、回転剛性が同等であるなど全体架構に対する影響が軽微な場合	①柱脚の形式(露出、埋込、根巻)の変更、露出柱脚で回転剛性に影響がある場合、保有耐力接合を満足しなくなる場合など全体架構の再計算を要する場合	九号
	水平ブレースの位置の変更	①水平ブレースの位置の変更に伴い、水平ブレース及び当該水平ブレースに接する大ばり等以外の部材(柱等)に応力の変更がない場合(当該水平ブレース、大ばりの耐力等を増加する変更を含む。また、水平ブレースの追加又は取り止めも位置の変更と扱う。)	①水平ブレースの位置の変更に伴い、柱等の応力が増加する場合 ②全体架構の再計算が必要な場合	八号
RC造関係	部材の配筋や断面形状の変更	①部材の強度、耐力が減少しない場合	①部材の強度、耐力が減少する場合 ②荷重の増加やはりの剛性、保有水平耐力時等の終局耐力等に影響がある場合など全体架構の再計算を要する場合	九号
	鉄筋の仕様(径、強度)の変更	①鉄筋の仕様の変更により部材の強度、耐力が減少しない場合 ②材料メーカーの変更で部材の強度、耐力が減少しない場合	①部材の強度、耐力が減少する場合 ②保有水平耐力時等の終局耐力等に影響がある場合など全体架構の再計算を要する場合	九号
	鉄筋の継手、定着方法の変更	①工法の変更 重ね⇔圧接⇔機械式継手 在来定着⇔定着板等	①全体架構の再計算を要する場合	九号
	コンクリート材料、設計基準強度の変更	①設計基準強度をあげる場合 ②法第37条の範囲内での使用材料の変更	①全体架構の再計算を要する場合	九号
	耐力壁の開口部の位置、大きさの変更	①適切な開口補強を行い、開口率を満たした場合(剛性が同等で、耐力が同等以上となる場合など全体架構に対する影響が軽微な場合)	①採光上有効な開口部の面積が減少するなど第14号に該当しない場合 ②剛性に影響があるなど全体架構の再計算を要する場合	十四号
		①躯体開口寸法の変更(意匠上の開口寸法の変更を伴わない場合等)で耐力壁の耐力が減少しない場合	①耐力壁の耐力が減少する場合 ②剛性に影響があるなど全体架構の再計算を要する場合	九号
	はり貫通孔の補強工法の変更	①補強工法の変更(在来の補強工法⇔既製品による補強) ②既製品のメーカー等の変更 ※既製品は当該評定等の内容に基づき使用する場合	①はりの強度、耐力が減少する場合	九号
	はり貫通孔の位置、大きさの変更	①適切に開口補強を行う場合 ※建築確認申請時に貫通孔の大きさ及び位置の変更等について、あらかじめ検討され、その検討範囲内での変更であれば、軽微変更及び計画変更の対象にならない。	①はりの強度、耐力が減少する場合 ②はりの剛性に影響があるなど全体架構の再計算を要する場合	十四号

構造耐力上主要な部分以外の部分	位置・高さ・厚さ・配筋、及び開口等の変更	①荷重の増加や部材の剛性の影響がないなど全体架構に対する影響が軽微な場合	①荷重の増加や部材の剛性に影響がある場合など全体架構の再計算を要する場合	十号
	材料の変更	①荷重の増加や部材の剛性の影響がないなど全体架構に対する影響が軽微な場合	①荷重の増加や部材の剛性に影響がある場合、S造の帳壁等を追従性の低いものに変更し層間変形角の再検討を行う場合など全体架構の再計算を要する場合 ②第12号の表に定める範囲以外の変更	十号
	スリットの変更	①材料の変更 ②スリット位置の変更で取付部材の剛性等の影響がない場合	①取り付け部材の剛性等が変わる場合（スリット位置の変更、部分スリット⇔完全スリット等）	十号
その他（構造関係規定以外の変更に伴う変更）	階段の蹴上踏面寸法の変更	床版の位置の変更と同様に扱う。		八号
	階段の構造の変更	①変更前後で建築材料が変わらない場合で、かつ部材の強度、耐力が減少しない場合	①建築材料が変わる場合（RC造⇔S造） ②部材の強度、耐力が減少する場合 ③荷重の増加やはりの剛性に影響がある場合など全体架構の再計算を要する場合	九号
		①構造耐力上主要な部分以外の階段（法第2条第五号における主要構造部から除かれる局所的な小階段等）の変更	①荷重が増加するなど全体架構の再計算を要する場合	十号
高さが減少する変更	①GLの変更に伴う高さが減少する変更（土圧高さ等の変更について部分的な検討で適合性を確認できる場合） ②パラペット、屋上突出物の高さが減少する変更など全体架構に対する影響が軽微なもの	①固有周期や部材の剛性に影響があるなど全体架構の再計算を要する場合	三号	
階数が減少する変更	①構造計算が伴わない法令上の階数算定上の変更	①階数の減少に伴い、全体架構の再計算を行い部材断面の再検討を行う場合 ②浮き上がりや偏心率・剛性率の計算、固有周期や部材の剛性に影響があるなど全体架構の再計算を要する場合	四号	
建築面積が減少する場合	①構造計算が伴わない法令上の建築面積算定上の変更 ②建築物の一部を減築する場合（全体架構に対する影響が軽微な場合）	①偏心率・剛性率の計算や部材の剛性に影響があるなど全体架構の再計算を要する場合	五号	
床面積の合計が減少する場合	①構造計算が伴わない法令上の床面積算定上の変更 ②建築物の一部を減築する場合（全体架構に対する影響が軽微な場合）	①偏心率・剛性率の計算や部材の剛性に影響がある、剛床仮定が変わるなど全体架構の再計算を要する場合	六号	
用途の変更	①直前の確認での積載荷重の範囲内の場合 ②部分的な用途の変更で全体架構に対する影響が軽微な場合	①積載荷重が増加するなど全体架構の再計算を要する場合	七号	
設備機器等の変更	①荷重が直前の確認の範囲内である変更 ②一部の設備機器の変更で全体架構に対する影響が軽微な場合	①荷重が増加するなど全体架構の再計算を要する場合	十五号	

#### 【参考文献】

- 1) 日本建築行政会議 編集：建築構造審査・検査要領 ー確認審査等に関する指針 運用解説  
編一 2022年版 pp.73～79